

瀬戸市情報公開条例一部改正骨子（案）について

1 趣旨

情報公開に係る手数料について、受益者負担の考え方により、費用負担の適正化を図るため、徴収することとします。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に併せて不開示情報の改正を行います。

2 条例一部改正の骨子（案）の要旨

(1) 費用の負担（条例第18条関係）

開示請求に係る手数料は、公文書1件につき300円とします。

(2) 不開示情報の改正（条例第7条関係）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に併せ、不開示情報から除外されていた、公務員の職及び氏名並びに職務遂行内容の内、氏名について、除外事由から削除します。

3 条例制定のスケジュール

(1) パブリックコメントの実施

令和4年8月15日（月）～令和4年9月13日（火）

(2) パブリックコメントの意見集約、条例一部改正案の作成

令和4年9月

(3) 議会への提案

令和4年12月

(4) 条例施行

令和5年4月1日